

障害者虐待防止対策について

1 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月1日に障害者虐待防止法が施行されるのに伴い、障害福祉課内に障害者権利擁護センターを設置し、障害者虐待防止対策を推進します。

2 障害者権利擁護センターの設置

障害者権利擁護センターでは、使用者虐待に関する通報又は届出の受理をするほか、市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助及び障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介等を行います。

3 嘱託弁護士の配置

法的専門性を強化するため、愛知県弁護士会に推薦を依頼して選任する非常勤の嘱託弁護士1名を県障害者権利擁護センターに配置し、通報・届出や市町村からの相談を受けた法的に困難な虐待事例について解決に向けたバックアップ体制を整備します。

4 関係機関等の協力体制の整備・充実

障害者虐待防止法の10月の施行に向けて、関係機関等の協力体制の整備・充実を図るため、8月下旬を目途に市町村、障害者団体及び関係機関などを構成員とする障害者虐待防止連携会議を開催します。

また、県と市町村の担当者会議等を開催し、各市町村での窓口対応マニュアル整備や報告様式の共通化など連携体制を整備します。

5 研修

専門的知識を有する人材の確保と資質の向上のため、障害福祉サービス事業所等従事者及び相談支援窓口職員を対象とした研修を実施します。

(1) 障害福祉サービス事業所等従事者向け

障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者に対する虐待や不適切な対応を防止するための障害特性にも配慮した支援方法についての研修を行います。

9月4日(火)	東大手庁舎
9月12日(水)	西三河総合庁舎

(2) 相談支援窓口職員(市町村職員を含む)向け

障害者虐待の相談等を受けた際の対応方法や、虐待を受けた障害者に対する支援に関する専門的知識、支援スキルについての研修を行います。

9月3日(月)	社会福祉会館
9月10日(月)	西三河総合庁舎

【障害者虐待防止対策支援事業費】

- 法施行体制整備推進費 2,267 千円
 - (1) 連携協力体制整備のための会議開催費(2回) 276 千円
 - (2) 障害者虐待防止・権利擁護研修費 1,347 千円
(従事者研修 延2日、相談窓口職員研修 延2日)
 - (3) 虐待事例の分析・調査・研究事業費 644 千円
- 愛知県障害者権利擁護センター設置費 1,182 千円
 - (1) 法的専門性強化事業費(嘱託弁護士の配置) 1,182 千円